

関連指針改正にともなう変更のお知らせ

2015年の個人情報保護法の改正をふまえ、個人情報の適切な取り扱いのために、2017年5月30日に「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」および「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が施行されました。

関連指針の改正にともない、説明用パンフレットの記載の一部を変更しました。下記をご参照ください。

● 8 ページ

旧) ③ DNA や情報の一部を、厳正な審査によって認められた大学や民間企業などの研究機関に提供することがあります。

新) ③ DNA ・血清や情報の一部を、厳正な審査によって認められた国内外の研究機関や企業に提供することがあります。

● 8 ページ

旧) ⑤この研究の発展のために、いただいた情報を、国内外の学術研究データベースに登録します。また、国内外の研究機関や企業との共同研究を進めていきます。

新) ⑤この研究の発展のために、いただいた情報を、国内外の学術研究や企業の研究開発に利用されるようなデータベースに登録することがあります。また、国内外の研究機関や企業との共同研究を進めていきます。

● 17 ページ

3. この研究の方法 <データベースへの登録>

旧) (4行目) そこで、この研究では、様々なデータを、厳重なセキュリティで管理された学術研究データベースに登録します。現在、登録を予定しているのは、「科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター」がつくっているデータベースなどです。

新) (4行目) そこで、この研究では、様々なデータを、厳重なセキュリティで管理された学術研究や企業の研究開発に利用されるようなデータベースに登録することがあります。現在、登録を予定しているのは、「科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター」がつくっているデータベースなどです。具体的な名称は、今後、ホームページやニュースレターを通じて、明らかにしてまいります。

● 19 ページ

9. いただいたDNAや情報の活用や管理について

旧) (11行目) 個別化医療の実現を加速するため、一部の集計データを研究者向けに公開することがあります。また、貴重なDNAやデータを、より多くの研究者や企業が活用できるようにするため、国内の研究者や企業に対して、DNAの配布や、データの提供・共有を行います。

新) (11行目) 個別化医療の実現を加速するため、一部の集計データを研究者向けに公開することがあります。また、貴重なDNAやデータを、より多くの研究者や企業が活用できるようにするため、国内外の研究者や企業に対して、DNAの配布や、データの提供・共有を行います。



Ver.4.1.1 補遺版